

## 原発事故被災者として「居場所」について考える

### Thinking about “A Place where One Belongs” from the Perspective of a Victim of the Fukushima Nuclear Accident

荒木田 岳

ARAKIDA, Takeru

#### 序

せっかく年報版とウェブ版という、2つの執筆機会をいただいたので、短文で、年報版とは別のことを書いてみたいと思う。ここで扱うのは、「美味しんぼ」問題のその後である。個人的な経験よりも、その経験の社会的な意味について考えてみたい。

〈居場所〉の喪失は、今や社会的かつ普遍的な問題になりつつあると思われるからである。

#### 1. 「美味しんぼ」問題～それに対する批判

2014年4月28日、小学館発行の雑誌『ビッグコミックスピリッツ』第22・23合併号が発売された。この雑誌の人気漫画「美味しんぼ」で、登場人物が鼻血を出すシーンが描かれ、翌第24号で井戸川克隆前双葉町長が「被ばくしたからですよ」と語るシーン、私（荒木田）が、「福島はもう住めない、安全には暮らせない」「福島を広域に除染して人が住めるようにするなんて、できないと私は思います」と語るシーンなどが掲載された。

いろいろな場所で話したり書いたりしているように、私自身は、こういった掲載のされ方を望んでいなかったのであり、それゆえ、私に向けられた非難の多くは事実誤認であったが、そのことはひとまずおく。

雁屋氏と私に共通しているのは、住民の放射線被ばくを憂慮し、住民の「脱被ばく」を目指している

ことと、原発事故対応をめぐる権力の作為や不作為を問題にしていることである。井戸川氏もまた同様の立場であろう。原発事故を「被ばく」の問題として捉えるかどうか、そして、住民に対する無用な被ばくを容認するかどうかという論点が、この問題の重要な指標になると思われる。この最重要な点について、私は雁屋氏と見解を同じくしているので、その余の枝葉末節で彼と対立するのは得策ではないと考えたし、今もなおそう思っている。くだんの「美味しんぼ」が単行本化されるにあたって、私がかねてより主張している表現に変えていただいた。

しかし、当初からその穏当な表現であったとしても、おそらく非難は止まなかったに相違ない。「被ばく」問題を争点化することはタブーであって、そのことには言及すべきでないというのが支配的な「空気」だからである。

この禁忌に触れたときの反応は、いくつかのバリエーションがあるようだ。一つは、「この程度の被ばくによる健康影響は、科学的には認められていない」というものである。福島市の被ばく程度でも健康影響が出るという研究も存在するが、そのような見解は「非科学的」だということだから、その際の「科学」とは何なのか問われるであろう。話は簡単で、日本を代表する「科学者」たちがそういうのだから、文句を言うな、というのが「科学的」に込められた意味であろう。そもそも、「この程度の被

ばく」が、どの程度なのか明確になっていない段階で、このような説明は成り立つであろうか、というのが素朴な疑問である。

もう一つの反応は、「100万人単位の『脱被ばく』など非現実的である」というものである。たしかに、その実現が困難を極めるであろうことは容易に想像できる。しかし、「現実」はむしろ逆に、100万人単位の脱被ばくが非現実的であるという「結論」から逆算して、「この程度の低線量被ばくでは健康被害が出るとは考えにくい」という主張を導いている。議論が逆立ちしているのである。

総じて、リスクの不確実性を逆手にとって事故を過小評価するという流れが一般化している。政府の「公式見解」に基づいて対応していれば、責任を問われることはない知っているから、あえて波風を立てる必要はない。「当時の知見では今日の結果を予見できなかった」ということを口実に、誰も責任を取らないという結果まで想定できる。数々の公害事件の経験がまったく活かされなかったということになる。

## 2. 悪循環の根源

こうした事態を打開するのは、ほぼ絶望的であるように思われる。100名を超える小児に甲状腺癌が発生しても「放射線の影響は考えにくい」そうだから、事態はその延長線上で推移するのであろう。またしても「最後の一人まで戦う」という話になるのか。また、多くの国民は、そのことを肌感覚で知っているから、見て見ぬふりをするのが身のためということになる。そのための見せしめとしても「美味しんぼ」問題は効果的であった。

繰り返し書くのも憚られるが、原発事故の際に、どのように対応すべきかについては、細かく取り決めがなされていた。原子力災害対策特別措置法（原

災法）のほか、多くは「指針」という、法律や規則ではない形で（法律や規則にすることを避けて？）決められていたため、人目につきにくく、広く知られてはいない。ここでは詳述しないが、「原子力施設等の防災対策について」（＝防災指針）、「緊急時環境放射線モニタリング指針」「緊急被ばく医療のあり方について」「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」などがその例である。

こうした、事前に決められていた手続きに従わず、政府はじめ関係機関は、場当たりの原発事故対応をした。住民に避難指示を出さず、様々な安全基準を緩和したことは周知のとおりである。

私が問題としているのは、こうした、法治国家を蔑ろにするような対応がまかり通っているということである。緊急時には場当たりの対応をしがちだから、そういうことのないように、事前に手続や基準を決定しておくというのが、上記の指針やマニュアルだったのである。

原発プラントの専門家でも、物理学者でも、医者でもない者が、専門的な内容に口出しすべきでない、というのが「美味しんぼ」問題の際も繰り返し浴びせられた言葉であったが、私の主張していることは、事前に取り決められていたルールに従って事故対応を行うべきであったし、今もなお、そうすべきであるということである。

## 3. 原発事故後の急速な戦時法制づくりの意味

事前決定された手続によらない場当たりの対応が、現地にどのような問題を発生させたかについて詳細に論じる余裕はないが、ここでは「自主避難」というカテゴリーの避難者を生み出し、「避難指示」に基づく避難者との間に、避難生活上、著しい差別と格差をもたらしたことを例示しておく。

法律上の被ばく線量限度を超える場所に留まる

人々にとって、健康上のリスクの高まりは重大な問題であるが、予め責任を追及されないように、「特定秘密保護法」を成立させている。国会の審議で明らかにされたように、秘密の内容は無制限に拡大する可能性があるから、政権に都合の悪い事実については争点化されない可能性が高い。もとより、東日本の被ばくの多くは「避けられた被ばく」であって、それを避けさせなかったのは、法令に則らず、場当たりの行われた原発事故対応だったということである。このことはどれだけ強調してもしすぎることはない。

秘密保護だけでなく、憲法改正や安保法制の整備・恒久化が進行する昨今である。今や、法治国家自体を破壊しようとしているように思われ、社会全体が戦時体制に移行しつつある。不都合な発言をする者たちは弾圧され、〈居場所〉を喪失していくはずである。これも、もはや個人の問題ではなくなっている。ショック・ドクトリンと呼ぶかどうかは別として、こうした戦時体制へのトリガーとなったのもまた原発事故であったことは記憶されてよい。

チェルノブイリ原発事故から5年後にソビエト連邦が崩壊したことの意味も、再度考えてみる必要があるように思われる。

## おわりに

支配的な空気を付度して振る舞う人々がふえると、社会が全体主義化し、少数意見を持つ者の〈居場所〉が奪われていく。原発事故後の社会は、権力がそのような流れを作り出す過程であった。原発事故が「科学」や「医学」の問題であるという主張の言外の意図は、「専門家」以外の意見を排除し、異論を許さないという点にあったのであろう。事実、多くの人々は望みどおり沈黙したし、マスコミは翼賛化しているように見受けられる。

しかし、上に述べてきたように、原発事故は科学や医学の問題ではなく、民主主義と人権の問題であり、法治主義の問題であった。残念ながら、立憲主義・法治主義が権力濫用の歯止めであるという原則は忘れ去られ、憲法や法律は「最高責任者」の都合で自在に改変可能なものになりつつある。

こうした状況を打開するのは不可能であるようにも思われるが、それは、「付度する人々」を前提に社会の行く末を想像するからである。思うままに語り、信ずるままに行う仲間がふえていけば、事態は自然と開けていくはずである。

自己規制を振り切って、自由闊達に議論することが言論空間を維持することにつながる。〈居場所〉とは、そういう実践によって維持されるものではないだろうか。

荒木田 岳（福島大学／地方制度史）